平成 31 年 3 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合公報

第 282 号

新潟県市町村総合事務組合

規	! 則	ページ
	2 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正	
	する規則 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	1
	3 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則を廃止する	
	規則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
告	· 示	
	5 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一	
	部改正 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
	6 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関す	
	る規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

規

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。 平成31年3月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

則

- (1) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第2号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則を廃止する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第3号)

新潟県市町村総合事務組合規則第2号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成 16 年規則第 21 号)の 一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(損害補償の請求方法)	(支払請求書)
第3条 条例第4条の規定による損害補償を	第3条 補償費の支払請求書の様式は、次の各
受けようとする者(以下「請求者」という。)	号に掲げるところによるものとする。
は、損害補償の種類に応じ、損害補償費支払	(1) 療養補償費支払請求書 別記様式消
請求書(別記様式消則第2号)に消防団員等	<u>則第2号</u>
公務災害補償等共済基金(以下「消防基金」と	(2) 休業補償費支払請求書 別記様式消
いう。)の定めた支払請求書の様式等(以下「消	<u>則第3号</u>

防基金の定めた様式」という。)の例による書類を添えて、市町村長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 損害補償費支払請求書には、前項の書類の ほか、損害補償費受領委任状兼口座振込依頼 書(別記様式消則第3号)を添付するものと する。ただし、2回目以降の請求において損 害補償の受給方法に変更がない場合は、添付 を省略することができる。

3 同一の負傷又は疾病に係る療養補償及び 休業補償についての請求は、1 月ごとにする ものとする

- (3) 傷病補償費支払請求書 別記様式消 則第4号
- (4) 障害補償費支払請求書 別記様式消 則第5号
- (5) 介護補償費支払請求書 別記様式消 則第5号の2
- (6) 遺族補償費支払請求書 別記様式消 則第6号
- (7) 葬祭補償費支払請求書 別記様式消 則第7号
- (8) 未支給の損害補償費支払請求書 別 記様式消則第7号の2
- 2 <u>前項の支払請求書には、次の各号に掲げる</u> ところによる書類を添付しなければならな い。
 - (1) 各支払請求書の注意事項又は記載心得 に定める書類
 - (2) 消防作業従事者等に係る前項第2号から第4号まで、第6号及び第7号の各号に掲げる支払請求書には、消防作業従事者等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日及び診断によって疾病の発生が確定した前1年間におけるその者の得た収入の平均月額を証するに足る書類

(療養補償費請求書等の提出)

- 第4条 同一の負傷又は疾病に係る療養補償費及び休業補償費の支払請求書は、原則として療養又は休業の事実が発生した月以降、毎月その月分を取りまとめ、翌月20日までに提出するものとする。
- 2 次の各号に掲げる場合においては、前条第2項に規定する添付書類のうち、当該各号に 定める書類は、省略することができる。
 - (1) 同一の事故又は疾病について2回以上

請求書に係る添付書類のうち第1回の支 払請求書に係るものと同一のもの

支払を請求する場合 第2回以降の支払

- (2) 同一の事故又は疾病について同一の期間における療養補償費及び休業補償費を請求する場合 いずれか一方の支払請求書に係る添付書類のうち他方の支払請求書に係るものと同一のもの
- (3) 同一の事故又は疾病について同一の期間中に2以上の療養機関において治療を受けたことにより当該同一期間における 2以上の療養補償費を請求する場合いずれか一方の支払請求書に係る添付書類のうち他方の支払請求書に係るものと同一のもの
- (4) 傷病補償年金又は障害補償費を請求す る場合 同一の事故又は疾病についての 療養補償費支払請求書若しくは休業補償 費支払請求書に係るものと同一のもの
- (5) 介護補償費を請求する場合 傷病補償費支払請求書又は障害補償費支払請求書 に係るものと同一のもの
- (6) 遺族補償費及び葬祭補償費を請求する 場合 いずれか一方の支払請求書に係る ものと同一のもの又は同一の事故若しく は疾病についての療養補償費支払請求書 若しくは休業補償費支払請求書に係るも のと同一のもの

(審査の申立て)

第5条 (略)

(年金証書等の交付)

第6条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支払の決定を行ったときは、別記様式消則第8号及び別記様式消則第9号による年金証書及び別記様式消則第10号の年金等決定通知書を傷病補償年金を受ける権利を有する者(以下「傷病補償年金の受給権者」という。)及び障害補償年金を受ける権利を有する者(以下「障害補償年金を受ける権利を有する者(以下「障害補償年金

(審査の申立て)

第4条 (略)

(年金証書等の交付)

第5条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支払の決定を行ったときは、別記様式消則第4号、別記様式消則第5号又は別記様式消則第6号による年金証書及び別記様式消則第7号の年金等決定通知書を傷病補償年金を受ける権利を有する者(以下「傷病補償年金の受給権者」という。)及び障害補償年金を受ける権利を有す

る者(以下「障害補償年金の受給権者」とい う。) 又は遺族補償年金を受ける権利を有す る者(以下「遺族補償年金の受給権者」とい う。) に交付するものとする。

2 (略)

(年金等の決定通知)

第6条 (略)

(略)

(療養の現状報告)

- 第7条 療養補償に係る療養の開始後1年6 か月を経過した日において当該負傷又は疾 病が治っていない者は、同日後1か月以内 に、消防基金の定めた様式の例による療養の 現状報告書を市町村長を経由して管理者に 提出しなければならない。
- 2 管理者は、必要の都度、前項の報告を求め <u>ること</u>ができる。

(定期報告)

- 第8条 傷病補償年金の受給権者、障害補償年 金の受給権者又は遺族補償年金の受給権者 は、毎年1回、2月1日現在の状況について、 管理者の指定する日までに消防基金の定めた 様式の例による年金定期報告書を市町村長を 経由して管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、必要の都度、前項の報告を求め ることができる。

(異動の届出)

第9条 傷病補償年金、障害補償年金若しくは 第9条 市町村長は、傷病補償年金の受給権者 遺族補償年金の受給権者又は遺族補償年金 を受けることができる者(以下「遺族補償年 金の受給資格者」という。) について、次の各 号の一に該当する事由が生じたときは、当該 受給権者又はその遺族は、遅滞なく消防基金 の定めた様式の例による年金に関する異動 報告書を市町村長を経由して管理者に提出

受給権者」という。) 又は遺族補償年金をうけ る権利を有するもの(以下「遺族補償年金の 受給権者」という。) に交付するものとする。

2 (略)

(年金等の決定通知)

第7条 (略)

2 (略)

(定期報告書)

- 第8条 市町村長は、毎年2月1日現在におけ る傷病補償年金の受給権者及び障害補償年 金の受給権者又は遺族補償年金の受給権者 の現状を、傷病補償年金の受給権者について は別記様式消則第 11 号の2の療養の現状報 告書により、その他の受給権者については別 記様式消則第 11 号の定期報告書により、同 月末日までに管理者に報告しなければなら ない。
- 2 管理者は、市町村長に対して必要の都度、 前項の報告を求めることができる。

(障害等級の変更又は遺族の異動等に関す る申請書)

及び障害補償年金の受給権者又は遺族補償 年金の受給権者について、次の各号の一に該 当する事由が生じたときは、遅滞なく別記様 式消則第 12 号による障害等級の変更又は遺 族の異動等に関する申請書を管理者に提出 しなければならない。

- しなければならない。
- (1) 傷病補償年金、障害補償年金若しくは遺 族補償年金の受給権者の氏名又は住所に 変更があったとき。
- (2) 傷病補償年金の受給権者の傷病等級に変更があったとき。
- (3) 傷病補償年金の受給権者が死亡したとき。
- (4) 障害補償年金の受給権者の身体障害の 程度に変更があったとき。
- (5) 障害補償年金の受給権者が死亡したとき。
- (6) 条例第 13 条第 1 項の規定による遺族補 償年金を受ける権利が消滅したとき。
- (7) 遺族補償年金の受給権者と生計を同じ くしている遺族補償年金の受給資格者の 数に増減を生じたとき。
- (8) 条例第 14 条の規定により遺族補償年金 の支給が停止され、又はその停止が解除さ れる事由が生じたとき。
- (9) 同一の事由により支給されていた他の 法律による年金の支給額に変更があった とき。

- (1) 傷病補償年金及び障害補償年金の受給権 者の障害の程度に変更があったとき
- (2) 条例第 13 条の規定により遺族補償年金 を受ける権利が消滅したとき
- (3) 遺族補償年金受給権者と生計を同じくし ている遺族補償年金の受給権者の数に増減 を生じたとき
- (4) 条例第 14 条の規定により遺族補償年金 の支給が停止され又はその停止が解除され る事由が生じたとき
- (5) 同一の事由により支給されていた他の法 律による年金の支給額に変更があったとき

(氏名、住所等の変更の届出)

- 第 10 条 市町村長は、傷病補償年金及び障害 補償年金若しくは遺族補償年金の受給権者 の氏名、住所等に変更があったときは、その 旨を管理者へ届出なければならない。
- 第 11 条 年金の支払を受ける場合は別記様式 消則第 13 号を、休業補償費等の支払を受け る場合は別記様式消則第 14 号を提出しなけ ればならない。

(災害補償記録簿等)

<u>第12条</u> (略) (補則)

第 13 条 (略)

(災害補償記録簿等)

第10条 (略)

(補則)

<u>第 11 条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式消則第2号を次のように改める。

別記様式消則第2号

損害補償費支払請求書

								年	月	日
新潟	県市町村総合	・事務組合	管理者	様	É					
						所属市	町村等			
						請求者位	住所			
							氏名			印
下記の	りとおり損害補	前償費の支 <u></u>	払を請す	いる	ます。					
損害補償	費の請求額	合計								円
	□療養補償費	内訳書	(枚)	□障害	補償費酮	変更内訳書	(枚)
内訳書等	□休業補償費	内訳書	(枚)	□介護	補償費口	为訳書	(枚)
	□傷病補償年	金内訳書	(枚)	□遺族	補償費戶	为訳書	(枚)
の種類	□傷病補償年	金変更内	訳書 (枚)	□葬祭	補償費戶	为訳書	(枚)
	□障害補償費	内訳書	(枚)	□未支済	給の損害	害補償費内訳書	(枚)
※損害補	償費支払決	定額								円
※ 受 理	年月日	年	月		※ 孝	瓦払 年	月日	年	月	目

[注意事項]

- 1 この請求書は、市町村等を経由して新潟県市町村総合事務組合に提出すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 3 請求者の氏名欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名でもよいこと。
- 4 この請求書に添付する書類 損害補償の種類に応じ、消防基金の定めた様式の例による書類を添付すること。

別記様式消則第3号を次のように改める。 別記様式消則第3号 損害補償費受領委任状兼口座振込依頼書 年 月 日 新潟県市町村総合事務組合管理者 様 所属市町村等_____ 請求者住所 ______ 1 療養補償費 療養補償費の受領を下記の受任者に委任します。 委任者の氏名 (EII) 上記委任に基づき、療養補償費を請求します。 住所 受任者の 医療機関等の名称 氏名 (代表者名) 金融機関名 振 □普通預金 預金種別 □当座預金 込 口座番号 No. 先 かり が な義 2 被災者の振込先 損害補償の種類 左記の損害補償について、下記口座に送金願います。 □ 療養補償 金融機関名 (□ 休業補償 振 預 金 種 別 □普通預金 □当座預金 □ 介護補償 込 口座番号 No. □ 葬祭補償 □ () 年金□ () 一時金 先 日 座 名 義 □ 未支給の損害補償 注 1 該当する「□」には、レ印を記入すること。 2 療養補償の具体的な内容、年金、一時金の種類は()に記入すること。

別記様式消則第4号を次のように改める。

別記様式消則第4号

= → I I	चरं. 🖂	
=	番号	
記号	H J	

消防団員等公務災害補償 傷 病 補 償 年 金 証 書

受給権者氏名	
--------	--

傷病補償年金年額 金 円

支給開始年月年月

上記のとおり、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条 例によって支給します。

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合 管理者 氏 名 印

〔注意事項〕

- 1 この証書は、あなたが新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補 償条例の規定による傷病補償年金を受ける権利を有することを証するもの ですから大切に保管して下さい。
- 2 年金は、毎月2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して 支払われます。
- 3 あなたの傷病の程度が増減したとき、又はあなたが傷病補償年金の額の 改正を請求するときは、この証書を提出して下さい。
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又は汚したりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者 が指定する日までに医師の証明を付した定期報告書を提出しなければなり ません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに、届出及び死亡に関する 証明書と共に、この証書を提出して下さい。

別記様式消則第5号を次のように改める。

別記様式消則第5号

⇒ → □	जर, □	
記号	番号	
ני טון	ш .	

消防団員等公務災害補償障害補償年金証書

受給権者氏名

障害補償年金年額 金 円

支給開始年月 年 月

上記のとおり、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条 例によって支給します。

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合 管理者 氏 名 印

〔注意事項〕

- 1 この証書は、あなたが新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補 償条例の規定による障害補償年金を受ける権利を有することを証するもの ですから大切に保管して下さい。
- 2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して 支払われます。
- 3 あなたの障害の程度が増減したとき、又はあなたが障害年金の額の改定 を請求するときは、この証書を提出して下さい。
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人 から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押え を受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、再交付を 受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者 が指定する日までに定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに、届出および死亡に関する証明書とともに、この証書を提出してください。

別記様式消則第5号の2を次のように改める。 別記様式消則第5号の2 削除

別記様式消則第6号を次のように改める。

別記様式消則第6号

記号 番号

消防団員等公務災害補償 遺 族 補 償 年 金 証 書

受給権者氏名

遺族補償年金年額 金 円

支給開始年月

年 月

上記のとおり、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条 例によって支給します。

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合 管理者 氏 名 印

[注意事項]

- 1 この証書は、あなたが新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補 償条例の規定による遺族補償年金を受ける権利を有することを証するもの ですから大切に保管して下さい。
- 2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して 支払われます。
- 3 あなた又は下記の年金額の加算対象者が、次の事項に該当したときは、 直ちに異動に関する申請書とともにこの証書を管理者に提出して下さい。

イ 結婚したとき

ホ 18歳に達したとき

ロ 養子になったとき

へ 死亡したとき

ハ 離婚したとき

ト 生計を同一にしなくなったとき

- ニ 障害でなくなったとき チ 氏名又は住所を変更したとき
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人 から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押え を受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、再交付を 受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者 が指定する日までに定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が、直ちに届出および死亡に関す る証明書とともにこの証書を提出してください。

年金額の加算対象者	年金額の加算対象者

別記様式消則第7号を次のように改める。

別記様式消則第7号

	年金	会等 決	定	通	知] =	彗					新改	規定
						,	年金	è 決定都	号				
8			木	美				年	: J	· 日			
下記のとお	り年金等の	の支給を決	快定	した	· -		刹		町村糸	総合事務組	合		
ので通知し	ます。							管理者	2				Ep
消防団住所						種	消防	方団員	消防作	業従事者	応急措	置従	事者
員 等 氏 名						別	水顺	方団貝	水防	従 事 者	救急業	務協	力者
受給権者氏名					年月年令			年	月 (員等と 続 棹		
年 金 等 の 種 類													
特殊公務災害	該	当	非該	当		200		以開始、	,		年		月
補償基礎額					54	円		定年月	1	0			
年金決定額	年額	円	各其	月の	年		金			円× $\frac{2}{12}$ =	=		円
特別給付金決 定 額	年額	円	支扎	ム額	特別	J給f	寸金			円× $\frac{2}{12}$ =	=		円
遺族補償年金	年金河	央定額算定の基	を 健と	なっ	た遺	族の	数		傷病	補償年金	第	級	号
运 从 冊 頂 丁 並		人父母相		1			_	孫 人		補償年金	第	級	号
他の法律による	給 付	を受け	て	ſ,	る	年	金	等の	名	称	調	整	率
給付との調整													%
	T	(補償基礎額)			(調整前	前の年	金額)	(調整率)	(調等	 整後の4	金額	(19000)
年金、特別給付金	年 金	円×		=				円×		=			円
算 定 方 式			0		(百円末	、満端	数整	理)					
<i>x</i> 2 7 2	特別給付金	(調整前の年金額) 円	$\times \frac{20}{100}$	=			円					
年金支払停止理由													
10	支給月額		円	16529			支	給	対		片		news
奨 学 援 護 金	各期の支払額	,	円	続材	丙	八		名	在	学区分	月		額円
	17500人公积		,,		+								円
	支給月額		円				支	給	対		皆		
就労保育援護金	各期の支払額		円	続オ	柄	氏		名	保	、幼別	月	1	額円
	日期の又仏領		1-3		+								円円
年金等改定理由		I.							-U				
備考													

別記様式消則第7号の2を次のように改める。 別記様式消則第7号の2 削除

別記様式消則第8号を次のように改める。

別記様式消則第8号

田事 盐 李 Ш Ш を経過する 丰 日分 H 皿 辮羚 月時 発 # 蝈 H 数 新消 中上 9 故 ## 泰 平成 1 認定年月日 認定番号 导 治ゆ 田 額 業 魏 噩 举 巡 描 囊 権 田 \mathbb{E} \mathbb{E} \mathbb{H} 田 田 田 E 獅 況 嚴 Ш 金 П 鏮 名 H 円 状 宣 嶽 年 # 事 漸 筒 記 中 舞 \mathbb{E} \mathbb{E} \mathbb{E} 田 E 田 Ξ 田 業 讏 額 影 *全 徭 絮 Z 害 罝 華 重 災 出 迤 無 \mathbb{E} 田 Ξ 田 \mathbb{E} \mathbb{E} 田 \mathbb{E} 華 \mathbb{X} 篽 寮 鍛 画 金 大 その他 聖 6 支払年月日 故 团 従事者 市町村 朱 1 1 火訓 淡練 練 属 回数 刑

別記様式消則第9号を次のように改める。 Ш 調整率 補償基礎額 H 弁 市町村等名 金額 特殊公務災害 □該当 □非該当 法令の名称・ 給付等の種類 こと Ш Ш 支給される: ととなったF 田 耳 年月 勤務年数 額 級 筒 # 年 手出 竖 點 他の法令による受給関係 李 無 変動の 事 由 \pm 鐭 受給権者氏名 Ш 第三者行為事故 詔 咝 た 2 種別 変動の 資格の 庫 ے 妆 校 Ļ 定 死 出 * 事由発生 年 月 日 支 年金支払 金 障害の 有 無 并 死亡者 ら ろ ろ 年金支払 決定番号 住所 傷病名 Ш П 生年月日 田 四 田 # # 年金 # 谷 別記様式消則第9号 事故が発生 した年月日 出 業 始日 噩 H ₩, 華 衛 架 架 架 岩 認定年度 氏名 療年 神 福 非常動消防団員等 受けることができる遺族

田			田			田			田				11111111	√ □	
E	= Υ ×	E	E	7	×	E	Υ=	×	E	=	×				
田	= \(\times \)	×	田	7=	×	田	γ =	× E	田	=	× E		=		
E	= \(\times \)	×	E	=	× E	E	= Υ	× E	E	=	× E		- F	井	
田	= Υ ×	×	田	7	×	E	∀ =	× E	E	=	×				n romano-m
田			田			田			田			鎖	類	半	補管
田			E			E			E			養	[基礎	補償	
	月から	本	2	月から	升		月から	枡		月から	舟	H	定 年	改	
E			E			E			E				11111111	₫ □	
田	= \(\times	E	E		×	E	γ	×	E	=	×				
田	= Υ ×	×	H	7=	×	E	γ=	× E	田	=	×		=		
田	= Υ ×	五 ×	H	Υ=	E ×	E	- Υ	×	田	= Υ	×	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計	# #	
田	- Υ ×	×Η	田	7=	×	E	- Υ	× E	E	=	× E				* 举
田			E			E			E			鎖	緻	摧	
田			H			E			E			整 额	: 基 礎	補償	
				, we	+		月から	年		月から	专	Н	定年	公	

改定の	事由等								
各期支	払額計								
	-								四级女女
佃	4					1-		II)	
給付金	各期支払								
	各期支払額 (A×B×20/100) 各期支払額								
年金額	各期支払額								
	$(A \times B \times C)$								
他の法令の調整率	の置領下								
補償費	公旧数 B								
遺族	9. * X								
補償無務									
站公在日								備考欄	

別記様式消則第9号(その2)から別記様式消則第16号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の 規定は、この規則の施行の日以後に生じた事由について適用し、この規則による改正前の新潟県 市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、同日前に生じた事由につい て、なおその効力を有する。

新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則を廃止する規則 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則(平成 16 年規則第 28 号) は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に生じた事由については、この規則による廃止前の新潟県市町村総合事務組 合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有す る。

告示

新潟県市町村総合事務組合告示第5号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分(平成 16 年告示第 5 号)の一部を次のとおり改正し、平成 31 年 3 月 1 日から実施した。

平成 31 年 3 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表南魚沼市事務所の項中

しおざわ農業協同組合 石打支所 " 塩沢支所 " 中之島支所 " 上田支所

	魚沼みなみ農業協同組合	本店	
	<i>II</i>	六日町支店	
	II.	五十沢支店	
	<i>II</i>	城内支店	
	<i>II</i>	大巻支店	
	<i>II</i>	浦佐支店	
	<i>II</i>	薮神支店	
	<i>II</i>	大崎支店	
	<i>II</i>	東支店	
1 1	1		,
	みなみ魚沼農業協同組合	本店	
	JJ	六日町支店	
	JJ	五十沢支店	
	II.	城内支店	
	II.	大巻支店	
	II.	浦佐支店	
	II.	薮神支店	
	II.	大崎支店	
	II.	東支店	
	II.	石打支店	
	II.	塩沢支店	
	II.	中之島支店	
	II.	上田支店	
1 1	I		
改め、	同表南魚沼郡湯沢町事務所の巧	頁中	-
		3 \n - 1	
	しおざわ農業協同組合 湯	景 次文所	
1 1	!		'
		VII	
	みなみ魚沼農業協同組合	湯沢文店	
1 1	ı		, J
改める	0 0		

新潟県市町村総合事務組合告示第6号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程(平成 16 年告示第 3 号)は、廃止する。

平成 31 年 3 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に生じた事由については、この規程による廃止前の新潟県市町村総合事務組 合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の規定は、この規程の施行後も、な おその効力を有する。